

指定管理者の指定について

1. 管理を行わせる施設

別紙1のとおり

2. 指定管理者候補者

別紙1のとおり

3. 指定期間

別紙1のとおり

4. 候補者の選定

「1. 管理を行わせる施設」について、現行の指定管理者である社会福祉法人が、指定当初から区と緊密に連携し福祉行政を推進してきた実績がある。そのため「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3(1)の但書および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」2 ①・②または①・⑤により、公募方式によらず特定の事業者を指定管理者候補者として選定委員会に諮り、選定した。

5. 選定方法および経過

(1) 指定管理者候補者選定委員会の構成

	高齢者福祉課・高齢者地域支援課	障害者福祉課
委員長	企画部長	企画部長
委員	有識者(2名)	有識者(2名)
	福祉部長	福祉部長
	住宅課長	荏原保健センター所長
	子育て応援課長	庁舎計画担当課長
	高齢者福祉課長または 高齢者地域支援課長 ※所管施設のみ	障害者福祉課長

※有識者を委員構成に加えた施設は別紙1のとおり

(裏面に続く)

(2) 選定方法および選考基準

- | | |
|-------------------------|------|
| ①品川区指定管理者制度活用に係る基本方針(抄) | 別紙 2 |
| ②品川区指定管理者制度活用に係る指針(抄) | 別紙 2 |
| ③福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準 | 別紙 3 |

(3) 指定管理者候補者選定委員会の開催経過および選定結果

令和2年9月7日および9月8日に選定委員会を開催し、申請者の概要、事業計画書等の内容に加え、事業者経営分析の結果について、選考基準に基づく審査および評価を行い、指定管理者としての適格性を審議し、指定管理者候補者を選定した。

※各施設の選定理由は別紙4のとおり

令和2年度 福祉部の指定管理者選定委員会 指定管理者候補者等一覧

別紙1

■高齢者福祉課所管施設

No.	施設種別	管理を行わせる施設	所在地	指定管理者候補者	指定期間	選定委員会の有識者の有無
1	在宅サービスセンター	八潮在宅サービスセンター	八潮5-10-27	社会福祉法人品川総合福祉センター	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
2		大井在宅サービスセンター	大井4-14-8	社会福祉法人品川総合福祉センター	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
3		中延在宅サービスセンター	中延6-8-8	社会福祉法人品川総合福祉センター	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
4		大崎在宅サービスセンター	大崎2-11-1	社会福祉法人福栄会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	有
5		戸越台在宅サービスセンター	戸越1-15-23	社会福祉法人三徳会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
6		荏原在宅サービスセンター	荏原2-9-6	社会福祉法人三徳会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
7		小山在宅サービスセンター	小山7-14-18	社会福祉法人三徳会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
8		月見橋在宅サービスセンター	南大井3-7-10	社会福祉法人さくら会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
9	認知症高齢者グループホーム	八潮南認知症高齢者グループホーム	八潮5-9-2	社会福祉法人品川総合福祉センター	令和3年5月1日～令和8年4月30日	有
10	特別養護老人ホーム	戸越台特別養護老人ホーム	戸越1-15-23	社会福祉法人三徳会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
11		荏原特別養護老人ホーム	荏原2-9-6	社会福祉法人三徳会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
12		中延特別養護老人ホーム	中延6-8-8	社会福祉法人品川総合福祉センター	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
13		八潮南特別養護老人ホーム	八潮5-9-2	社会福祉法人品川総合福祉センター	令和3年5月1日～令和8年4月30日	
14		平塚橋特別養護老人ホーム	西中延1-2-8	社会福祉法人三徳会	令和3年5月1日～令和8年4月30日	有

■高齢者地域支援課所管施設

No.	施設種別	管理を行わせる施設	所在地	指定管理者候補者	指定期間	選定委員会の有識者の有無
1	多世代交流支援施設	平塚橋高齢者多世代交流支援施設	西中延1-2-8	社会福祉法人三徳会	令和3年5月1日～令和8年4月30日	有
2	高齢者住宅	八潮わかくさ荘	八潮5-10-27	社会福祉法人品川総合福祉センター	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
3		大井倉田わかくさ荘	大井4-14-8	社会福祉法人品川総合福祉センター	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
4		東品川わかくさ荘	東品川3-1-5	社会福祉法人福栄会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	有

■障害者福祉課所管施設

No.	施設種別	管理を行わせる施設	所在地	指定管理者候補者	指定期間	選定委員会の有識者の有無
1	知的障害者グループホーム	北品川つばさの家	北品川3-7-21	社会福祉法人げんき	令和3年4月1日～令和8年3月31日	有
2		西大井つばさの家	西大井5-7-24	社会福祉法人福栄会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
3	知的障害者福祉施設	西大井福祉園	西大井5-7-24	社会福祉法人福栄会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	有
4		かがやき園	西大井6-2-14	社会福祉法人福栄会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

品川区指定管理者制度活用に係る基本方針（抄）

平成 17 年 7 月 29 日決定

平成 19 年 3 月 23 日改定

3 指定管理者の選定

(1)選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、公募プロポーザル方式など複数の事業者から提案を受けることを基本とする。ただし、施設の設置目的や事業内容などに特別の理由がある場合は、特定の事業者を選定することができるものとする。

品川区指定管理者制度活用に係る指針（抄）

2 公募をせずに指定管理者候補者を選定する場合について

基本方針 3 の(1)但し書にある「施設の設置目的や事業内容などに特別の理由がある場合」とは、次に掲げる場合とする。

- ① 現指定管理者の実績等を評価し、引き続き指定管理者として指定することが合理的と認められる場合
- ② 高齢者福祉施設や保育施設のように、運営者に連続性が要求される場合
- ③ 緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
 - ・指定管理者として選定した団体等が欠格事由に相当した場合
 - ・指定管理者として選定した団体等と協定が締結できない場合
- ④ 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合
- ⑤ 施設の性格、規模及び機能により公募することが適当でないと認められる場合

平成27年9月11日
福祉部長決定

福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準

◎通所系サービス施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。
(2) 利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。
(3) 利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

◎入所系サービス施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。
(2) 利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。
(3) 年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

◎住宅施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 入居にあたって品川区との連携が確保されているか。
(2) 入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているか。
(3) 入居者が孤立しないよう地域のイベントへの案内や福祉サービスの情報提供などの努力がされているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 施設の管理運営を安定的に行える経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 円滑かつ継続的に施設運営を行える人的資源を有しているか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 自治会活動への支援や入居者の要望・意見等を汲みあげる体制の確保と関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

指定管理者候補者および指定期間・選定理由

別紙4

高齢者福祉課所管施設

第77号議案

【通所系】

施設概要			
施設名	八潮在宅サービスセンター	施設所在地	品川区八潮5-10-27
事業種別	通所介護(定員35名)	施設開設日	昭和58年4月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)品川総合福祉センター	事業者所在地	品川区八潮5-1-1
代表者	理事長 永田 元	設立日	昭和57年4月30日
選定理由			
<p>「利用者の尊厳を守り一人ひとり尊重したケア」を方針とし、施設運営にあたっており、利用者中心のサービスが提供されている。また、個別性を重視した通所介護計画の作成や、軽度認知症高齢者支援プログラムに対して積極的に取り組むなど、新たな取り組みを行っている。さらに、地域開放事業やボランティアの受け入れなど、地域に親しまれる施設運営を実践し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅介護支援センターやサービス提供事業者、保健医療関係機関等との連携を強化していることが認められる。</p>			

施設概要			
施設名	大井在宅サービスセンター	施設所在地	品川区大井4-14-8
事業種別	通所介護(定員35名) 認知症対応型通所介護(定員12名)	施設開設日	平成6年4月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)品川総合福祉センター	事業者所在地	品川区八潮5-1-1
代表者	理事長 永田 元	設立日	昭和57年4月30日
選定理由			
<p>本人の有する能力を最大限に発揮できることを目標に、具体的な目標づくりと利用者の主体性をポイントにプログラムを展開し、利用者中心のサービスが提供されている。また、相談員業務を充実させ、地域の方により多く利用していただけるよう利用調整に力を入れて取り組んでいる。さらに、家族との情報の共有化や介護支援専門員との連携、区関係課および医療機関との緊密な連携を図っていることが認められる。</p>			

施設概要			
施設名	中延在宅サービスセンター	施設所在地	品川区中延6-8-8
事業種別	通所介護(定員35名) 認知症対応型通所介護(定員12名)	施設開設日	平成10年5月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)品川総合福祉センター	事業者所在地	品川区八潮5-1-1
代表者	理事長 永田 元	設立日	昭和57年4月30日
選定理由			
<p>利用者の小さな変化を見逃さぬよう観察を行い、個々の利用者にあったきめ細かな介護サービスの提供や、複合施設の特徴を活かし、利用者のニーズに適切に応えられるようなサービス提供体制の構築に取り組んでいる。また、共生型生活介護事業として、併設の在宅介護支援センター・障害者計画相談支援事業所と協力しながら、地域共生社会の実現を目指していることが認められる。</p>			

第78号議案

【通所系】

施設概要			
施設名	大崎在宅サービスセンター	施設所在地	品川区大崎2-11-1
事業種別	通所介護(定員35名) 認知症対応型通所介護(定員12名)	施設開設日	平成7年2月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)福栄会	事業者所在地	品川区東品川3-1-8
代表者	理事長 野村 寛	設立日	平成元年3月8日
選定理由			
<p>在宅介護支援センターが併設されていることも活かして、利用者のニーズを迅速かつ的確に把握し、利用者の状況に応じた介護サービスを提供している。また、介護予防事業のさらなる充実や、フレイル予防の推進を図っており、多様化する利用者ニーズに応えるため介護保険対象外となる利用者も積極的に受け入れるなど、新たな取り組みを行っているものと認められる。</p>			

第79号議案

【通所系】

施設概要			
施設名	戸越台在宅サービスセンター	施設所在地	品川区戸越1-15-23
事業種別	通所介護(定員30名) 認知症対応型通所介護(定員10名)	施設開設日	平成8年5月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)三徳会	事業者所在地	品川区中延1-8-7
代表者	理事長 内野 滋雄	設立日	昭和57年3月20日
選定理由			
<p>担当の介護支援専門員との緊密な連携を図り、個々の利用者の希望や介護度に応じたサービスの提供を行うとともに、利用者の健康状態の把握に努めて家族等への情報提供を適切に行っており、利用者本位のサービスが提供されている。また、その人がその人らしく過ごせる居心地のよい環境づくりに努め、心身機能の維持・向上に資するプログラムを計画的に進めていると認められる。</p>			

施設概要			
施設名	荏原在宅サービスセンター	施設所在地	品川区荏原2-9-6
事業種別	通所介護(定員40名) 認知症対応型通所介護(定員10名)	施設開設日	平成9年5月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)三徳会	事業者所在地	品川区中延1-8-7
代表者	理事長 内野 滋雄	設立日	昭和57年3月20日
選定理由			
<p>本人や家族の希望と選択を尊重し、個々の利用者の個性に配慮した多様なサービスの提供に取り組み、利用者本位のサービスが提供されている。また、保健センターとの複合施設として、防災訓練の共同実施、保健師を招いての勉強会、感染症対策等に対するアドバイスなど様々な面で連携強化を図っているものと認められる。</p>			

施設概要			
施設名	小山在宅サービスセンター	施設所在地	品川区小山7-14-18
事業種別	認知症対応型通所介護(定員10名)	施設開設日	平成10年4月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)三徳会	事業者所在地	品川区中延1-8-7
代表者	理事長 内野 滋雄	設立日	昭和57年3月20日
選定理由			
<p>重度化防止を図るためADLの維持・向上に焦点を当てサービス提供を展開し、個々のニーズに合わせ、デイサービスの内容を利用者本人とともに考えながら提供している。また、小規模な集団であることを活かし、家族懇談会の実施など緊密なコミュニケーションにより情報の提供と共有化を図るほか、ボランティア懇談会の開催、民生委員、近隣保育園との地域交流を行っていることが認められる。</p>			

第80号議案

【通所系】

施設概要			
施設名	月見橋在宅サービスセンター	施設所在地	品川区南大井3-7-10
事業種別	通所介護(定員15名) 認知症対応型通所介護(定員24名)	施設開設日	平成13年4月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)さくら会	事業者所在地	品川区南大井5-19-1
代表者	理事長 前田 武昭	設立日	平成9年12月16日
選定理由			
<p>一人ひとりが役割を持って生きがいのある生活を送ることができるよう、家庭的な雰囲気を大切にし、利用者の個性と生活習慣に合わせたサービスの提供に取り組んでいる。また、センター方式を活用するなど利用者本位の適切なアセスメントを行っているほか、介護者交流会における意見交換や介護者教室を通じた家族支援に取り組んでいるものと認められる。</p>			

第81号議案

【入所系】

施設概要			
施設名	八潮南認知症高齢者グループホーム	施設所在地	品川区八潮5-9-2
事業種別	認知症対応型共同生活介護(定員18名) 介護予防認知症対応型共同生活介護	施設開設日	平成23年5月1日
指定期間	令和3年5月1日～令和8年4月30日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)品川総合福祉センター	事業者所在地	品川区八潮5-1-1
代表者	理事長 永田 元	設立日	昭和57年4月30日
選定理由			
<p>認知症の理解を深め、本人が自らの意思で日々の生活に主体的に取り組むことができるよう働きかけを行い、利用者主体の暮らし方の支援の提供に取り組んでいる。また、地域行事に参加し、地域での関係を維持し続けることで、本人らしい生活への取り組みを行うなど、利用者のニーズに合ったサービスを提供していることが認められる。</p>			

第82号議案

【入所系】

施設概要			
施設名	戸越台特別養護老人ホーム	施設所在地	品川区戸越台1-15-23
事業種別	介護老人福祉施設(定員72名) 短期入所生活介護(定員8名)	施設開設日	平成8年5月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)三徳会	事業者所在地	品川区中延1-8-7
代表者	理事長 内野 滋雄	設立日	昭和57年3月20日
選定理由			
<p>併設されている在宅サービスセンターと在宅介護支援センターと連携し、利用者の心身の負担をできる限り軽減しながら、一人ひとりのニーズにあったサービスの実現に取り組み、また、早めに医療機関と連携し重度化予防に努めている。さらに、利用者懇談会やアンケート調査等を活用して、利用者や家族の要望等の収集・把握に取り組んでいる。</p>			

施設概要			
施設名	荏原特別養護老人ホーム	施設所在地	品川区荏原2-9-6
事業種別	介護老人福祉施設(定員120名) 短期入所生活介護(定員30名)	施設開設日	平成9年5月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)三徳会	事業者所在地	品川区中延1-8-7
代表者	理事長 内野 滋雄	設立日	昭和57年3月20日
選定理由			
<p>常にサービスの内容や方針を検証するとともに、利用者へのサービスと対応を整理し、一人ひとりの心身の状況に応じたサービス提供に取り組んでいる。また、地域行事へ積極的に参加するほか、保健センターとの複合施設として、防災訓練の共同実施、保健師を招いての勉強会、感染症対策等に対するアドバイスなど様々な面で連携強化を図っている。さらに、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組む、施設セルフチェックシートを用いた業務改善に取り組む、効率的な施設運営が図られている。</p>			

第83号議案

【入所系】

施設概要			
施設名	中延特別養護老人ホーム	施設所在地	品川区中延6-8-8
事業種別	介護老人福祉施設(定員80名) 短期入所生活介護(定員10名)	施設開設日	平成10年5月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)品川総合福祉センター	事業者所在地	品川区八潮5-1-1
代表者	理事長 永田 元	設立日	昭和57年4月30日
選定理由			
<p>利用者に選ばれ、支持される施設づくりを目指し、可能な範囲での一斉一律ではない、一人ひとりのケアプランに基づいた支援や介護の実践に取り組み、利用者中心のサービスが提供されている。また、認知症の利用者について、対応方法や知識、理解を深め、センター方式を活用した適切なアセスメントを行っているほか、夜間入浴の実施や看取り介護への対応など、新たな取り組みが認められる。</p>			

第84号議案

【入所系】

施設概要			
施設名	八潮南特別養護老人ホーム	施設所在地	品川区八潮5-9-2
事業種別	介護老人福祉施設(定員81名) 短期入所生活介護(定員19名)	施設開設日	平成23年5月1日
指定期間	令和3年5月1日～令和8年4月30日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)品川総合福祉センター	事業者所在地	品川区八潮5-1-1
代表者	理事長 永田 元	設立日	昭和57年4月30日
選定理由			
<p>利用者に選ばれ、支持される施設づくりを目指しながら、利用者の有する能力を把握し、本人の思いを尊重して力を発揮できるよう支援するなど、利用者中心のサービスが提供されている。また、事故防止、感染予防、褥瘡予防など、必要な取り組み項目ごとに委員会を設置し、施設サービスについて検証していくなど、安全確保や適切な施設運営のための取り組みが認められる。</p>			

第85号議案

【入所系】

施設概要			
施設名	平塚橋特別養護老人ホーム	施設所在地	品川区西中延1-2-8
事業種別	介護老人福祉施設(定員100名) 短期入所生活介護(定員12名)	施設開設日	平成28年5月1日
指定期間	令和3年5月1日～令和8年4月30日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)三徳会	事業者所在地	品川区中延1-8-7
代表者	理事長 内野 滋雄	設立日	昭和57年3月20日
選定理由			
<p>ユニットケアの特色を生かし、個別ケアの充実に取り組みとともに、重度化予防にも取り組み、利用者本位のサービスが提供され、利用者のニーズの把握等について配慮している。また、職員一人ひとりが役割に応じた能力を発揮できるよう育成計画を策定し、人材育成の環境づくりに努めており、介護機器の導入により職員の負担軽減を図る取り組みも予定され、円滑な施設運営を行える人的体制が確保されている。</p>			

高齢者地域支援課所管施設

第86号議案

【通所系】

施設概要			
施設名	平塚橋高齢者多世代交流支援施設	施設所在地	品川区西中延1-2-8
事業種別	高齢者多世代交流支援施設	施設開設日	平成28年5月1日
指定期間	令和3年5月1日～令和8年4月30日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)三徳会	事業者所在地	品川区中延1-8-7
代表者	理事長 内野 滋雄	設立日	昭和57年3月20日
選定理由			
<p>様々なニーズに対応した事業、年に数回の大規模イベントの実施等、利用者や地域住民のつながりが築けるよう積極的な企画を実施している。また、これらの事業やイベントを通して、相談の受付や他サービスへ案内するほか、管理経費の縮減に向けた努力もなされており、法人のノウハウを活かした多世代事業の実施や適切な施設運営が図られている。</p>			

第87号議案

【住宅】

施設概要			
施設名	八潮わかくさ荘	施設所在地	品川区八潮5-10-27
事業種別	高齢者住宅(全40戸)	施設開設日	平成3年7月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)品川総合福祉センター	事業者所在地	品川区八潮5-1-1
代表者	理事長 永田 元	設立日	昭和57年4月30日
選定理由			
<p>入居者が高齢化する中で、ニーズに即した対応ができており、支援や急病等に対しても本部を含めた関係機関と連携し、適切に対応できている。在宅サービスセンターの行事や地域主催の行事などを案内し、入居者と地域の交流も図られている。建物の管理に関しては、法人営繕担当が適切に対応し、施設の維持管理に努めている。</p>			

施設概要			
施設名	大井倉田わかくさ荘	施設所在地	品川区大井4-14-8
事業種別	高齢者住宅(全8戸)	施設開設日	平成5年4月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)品川総合福祉センター	事業者所在地	品川区八潮5-1-1
代表者	理事長 永田 元	設立日	昭和57年4月30日
選定理由			
<p>入居者が高齢化する中で、ニーズに即した対応ができており、支援や急病等に対しても本部を含めた関係機関と連携し、適切に対応できている。防災訓練の実施等、安全管理に対する配慮がなされ、機器の保守点検や工事の委託内容・請負業者を定期的に見直すなど、管理経費の縮減に向けた努力もなされている。</p>			

第88号議案

【住宅】

施設概要			
施設名	東品川わかさ荘	施設所在地	品川区東品川3-1-5
事業種別	高齢者住宅(全52戸)	施設開設日	平成5年1月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)福栄会	事業者所在地	品川区東品川3-1-8
代表者	理事長 野村 寛	設立日	平成元年3月8日
選定理由			
<p>法人本部と同一敷地にあるメリットが生かされ、様々な行事・サービス、地域情報の案内などが活発に行われている。また、本部との連携による魅力ある住まいづくりや住宅の老朽化予防に向けた環境整備に取り組み、入居者の安否確認や緊急時の対応が適切に行われ、日々施設の適切な維持管理および運営がなされている。</p>			

障害者福祉課所管施設

第89号議案

【入所系】

施設概要			
施設名	北品川つばさの家	施設所在地	品川区北品川3-7-21
事業種別	知的障害者グループホーム(定員12名)	施設開設日	平成3年10月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)げんき	事業者所在地	品川区東大井5-23-16-113
代表者	理事長 杉本 照夫	設立日	平成24年3月16日
選定理由			
<p>個別支援計画に基づいた障害特性に応じた支援、就労や対人関係の調整といった相談支援、余暇活動の支援を行っている。また、月1回の利用者ミーティングをはじめ利用者の意見・要望を収集し、利用者の希望に応じた行事を毎月実施するなど、サービスの向上を図っている。さらに、職員の業務の専門性を高め、各利用者の特性や高齢化、重度化に合わせた支援を行っていることが認められる。</p>			

第90号議案

【入所系】

施設概要			
施設名	西大井つばさの家	施設所在地	品川区西大井5-7-24
事業種別	知的障害者グループホーム(定員7名)	施設開設日	平成6年4月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)福栄会	事業者所在地	品川区東品川3-1-8
代表者	理事長 野村 寛	設立日	平成元年3月8日
選定理由			
<p>個別面談や月例ミーティング、日常会話から収集した利用者のニーズを基に個別支援計画を作成し、支援を行っているほか、世話人との連携を密にし、個別支援計画の充実を図っている。また、高齢化してきた利用者の状態に適した健康管理や食事提供や、ADL・IADLの維持を目的として、掃除・洗濯等の日常生活に必要なことへの助言・支援を行うなどサービス向上に努めているものと認められる。</p>			

第91号議案

【通所系】

施設概要			
施設名	西大井福祉園	施設所在地	品川区西大井5-7-24
事業種別	生活介護(定員30名) 就労継続支援B型(定員10名)	施設開設日	平成6年4月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)福栄会	事業者所在地	品川区東品川3-1-8
代表者	理事長 野村 寛	設立日	平成元年3月8日
選定理由			
<p>生活介護では、ADL・IADLの維持・向上に向けた取り組みとして、生産活動や園内での役割をつくるなど工夫している。また、利用者の加齢に伴う心身の機能低下に対し、適切に対応できるよう研修を実施し、職員の技術向上を図っている。さらに、利用者の家族支援にも目を向け、取り巻く環境変化を捉え、関係機関と連携を図り、解決を図っている。就労継続支援B型では、通常の実業活動に加え、自主製品の販売会への参加や、職場・他施設見学・体験等を通して就労支援に努めており、工賃アップを目標に受注作業の拡充や自主製品の販路拡大への取り組みが認められる。</p>			

【入所系】

施設概要			
施設名	かがやき園	施設所在地	品川区西大井6-2-14
事業種別	施設入所支援(定員30名) 生活介護(定員30名) 短期入所(定員3名)	施設開設日	平成16年5月1日
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
選定結果			
指定管理者候補者	(社福)福栄会	事業者所在地	品川区東品川3-1-8
代表者	理事長 野村 寛	設立日	平成元年3月8日
選定理由			
<p>利用者の重度化・高齢化への対応として、介護量に合わせた職員の増配置の実施や口腔体操や機能低下による二次障害の予防に着手するなど、長期的な視点で利用者を支援する体制を整備している。また、西大井福祉園と合同でオータムフェアを開催し、地域交流事業への取り組みが認められる。</p>			

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立八潮在宅サービスセンター
-------	------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 品川総合福祉センター
所 在 地	品川区八潮5-1-1
設立年月日	昭和57年4月30日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホームかえで荘の設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 保育所八潮中央保育園の設置経営等 22事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅(わかくさ荘)の受託経営 2事業
理 事 長	永田 元
資産の総額	22億3,438万1,986円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 在宅介護支援システムによる適切なケアマネジメントに基づき、個々の利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 「利用者の尊厳を守り一人ひとり尊重したケア」を方針とし、施設運営にあたっており、利用者中心のサービスが提供されているものと認められる。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 在宅介護支援センター併設型の利点を活かして、迅速に利用者ニーズを把握し、個々の利用者の心身の状況に合ったきめ細かなサービスの実現を目指しており、利用者のニーズの把握等について配慮されているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 魅力ある施設づくりと施設の老朽化予防に向けた環境整備に取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 無駄を省き職員一人ひとりがコスト意識を高めて支出計画に沿って実行するなど、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人合計の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約12億8千万円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約8千9百万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画の具体性、実現性は確保されているものと判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 多数の高齢者および障害者福祉事業を運営してきた実績や計画的な職員研修に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する在宅の介護、支援等を要する高齢者や心身に障害のある者に対するサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。個別性を重視して通所介護計画を作成してサービス提供に取り組むことや、軽度認知症高齢者支援プログラムに対して積極的に取り組むなど、新たな取り組みを行っているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ ヒヤリハット報告書の積極活用や業務会議における検証を通じて事故防止策を講じている。また、日常的な施設長会において情報交換を図るとともに、非常時等の場合における本部や関係機関との連絡体制を整備し、緊急時に備えている。さらに、BCP 計画に基づいた対応訓練や防災訓練を実施する等、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 家族懇談会の設置や利用者アンケートの実施など、家族との繋がりや要望・意見を汲み上げる方法と施設への理解を深めてもらう活動に取り組んでいる。また、地域開放事業の実施やボランティアの受け入れなど、地域に親しまれる施設運営を実践している。さらに、認知症高齢者および家族も住み慣れた八潮で安心して生活できるよう、在宅介護支援センターやサービス提供事業者、保健医療関係機関等との連携を強化し対応するなど、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 家族や利用者からの意見や苦情については、生活相談員および施設管理者が窓口となり、法人本部および区へ報告し連携を図り、速やかに対応している。また、施設内の掲示・広報誌等を活用して施設内の情報を積極的に提供し、“地域に開かれた施設づくり”の実現に取り組んでいる。個人情報の保護については、法人の規定に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立大井在宅サービスセンター
-------	------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 品川総合福祉センター
所 在 地	品川区八潮5-1-1
設立年月日	昭和57年4月30日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホームかえで荘の設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 保育所八潮中央保育園の設置経営等 22事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅(わかくさ荘)の受託経営 2事業
理 事 長	永田 元
資産の総額	22億3,438万1,986円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 在宅介護支援システムによる適切なケアマネジメントに基づき、個々の利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 利用者本人の有する能力を最大限に発揮できることを目標に利用者個々のニーズに応えるなど、具体的な目標づくりと利用者の主体性をポイントにプログラムを展開しており、利用者中心のサービスが提供されているものと認められる。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 利用者一人ひとりのニーズにあった適切なサービスを提供するため、常に利用者や家族の意見を聴き取り、介護サービスを展開しており、利用者のニーズ

の把握等について配慮されているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 安全衛生委員会を設け、安全な職場環境を作るための工夫を常に意識しており、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 印刷費や水道光熱費の削減をはじめとし、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人合計の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約12億8千万円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約8千7百万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画の具体性、実現性は確保されているものと判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 高齢者および障害者福祉事業等を運営している実績や計画的な職員研修に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する在宅の介護、支援等を要する高齢者や心身に障害のある者に対するサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。「本人の有する能力を最大限に発揮できる」ことを目標に利用者個々のニーズに応えたり、相談員業務を充実させ、地域の方により多く利用していただけるよう利用調整に力を入れるなど、新たな取り組みを行って

いるものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 安全衛生委員会を定期的を開催し、利用者および職員の安全性が確保されるよう積極的に取り組み、法人本部の統括に基づく連絡体制の整備・強化を図り、非常時・緊急時に備えている。さらに、事業所の防災計画に基づき、大井消防署の指導・協力を得て、防災訓練、避難訓練および自衛消防訓練を計画的に実施しており、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 電話連絡や連絡帳を積極的に活用して家族との情報の共有化を図り、利用者に対する理解を深めるとともに、サービス内容を適切に伝達するよう努めている。さらに、介護支援専門員との連携のもとにきめ細かな情報提供を行うとともに、区関係課および医療機関との緊密な連携を図っており、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 家族や利用者からの意見や苦情については、生活相談員および施設管理者が窓口となり、法人本部および区へ報告し連携を図り、速やかに対応している。また、施設内の掲示・広報誌等を活用して施設内の情報を積極的に提供し、“地域に開かれた施設づくり”の実現に取り組んでいる。個人情報の保護については、法人の規定に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立中延在宅サービスセンター
-------	------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 品川総合福祉センター
所 在 地	品川区八潮5-1-1
設立年月日	昭和57年4月30日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホームかえで荘の設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 保育所八潮中央保育園の設置経営等 22事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅(わかくさ荘)の受託経営 2事業
理 事 長	永田 元
資産の総額	22億3,438万1,986円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 在宅介護支援システムによる適切なケアマネジメントに基づき、個々の利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 利用者の小さな変化を見逃さぬよう観察を行い、個々の利用者にあったきめ細かな介護サービスが提供できる体制づくりを進めている。また、新たな事業にも積極的に取り組み、利用者満足度の高い施設運営を目指しており、利用者中心のサービスが提供されているものと認められる。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 複合施設の特性を活かし、利用者のニーズに適切に応えられるようなサービス提供体制の構築に取り組んでおり、利用者のニーズの把握等について配慮

されているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 魅力ある施設づくりと施設の老朽化予防に向けた環境整備に取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 無駄を省き職員一人ひとりがコスト意識を高めて支出計画に沿って実行するなど、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人合計の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約12億8千万円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約9千6百万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画の具体性、実現性は確保されているものと判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 高齢者および障害者福祉事業を運営している実績や計画的な職員研修に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する在宅の介護、支援等を要する高齢者や心身に障害のある者に対するサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。また、共生型生活介護事業として併設の在宅介護支援センター・障害者計画相談支援事業所と協力しながら地域共生社会の実現を

目指すなど、新たな取組みを行っているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 利用中の事故防止を心掛け、カンファレンスを通して情報共有を徹底している。また、消防署の指導・協力を得て、防災訓練、避難訓練および自衛消防訓練を計画的に実施しており、さらに地域防災協定に基づき、合築の都営住宅や地域住民との総合防災訓練を実施するなど安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 課題の解決や目標についての共通認識を持つため、事業説明会の開催や連絡帳を活用して、利用者の状況を積極的に家族に伝えて情報の共有化を図っている。また、地域の催しへの参加などを通じて地域との交流を図っている。さらに、包括的な援助が行えるよう、医療機関、在宅介護支援センターおよび介護支援専門員と連携して情報交換を行っており、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 家族や利用者からの意見や苦情については、生活相談員および事業所管理者が窓口となり、法人本部および区へ報告し連携を図り、速やかに対応している。また、施設内の掲示・広報誌等を活用して施設内の情報を積極的に提供し、“地域に開かれた施設づくり”の実現に取り組んでいる。個人情報の保護については、法人の規定に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立大崎在宅サービスセンター
-------	------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 福栄会
所 在 地	品川区東品川3-1-8
設立年月日	平成元年3月8日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム晴楓ホームの設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 品川区立大崎在宅サービスセンターの受託経営等 25事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅等の管理受託経営等 3事業
理 事 長	野村 寛
資産の総額	45億6,429万5,861円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 在宅介護支援システムによる適切なケアマネジメントに基づき、個々の利用者やのニーズにあった質の高いサービスの提供が行われている。また、在宅利用者や家族のニーズに合わせた柔軟な受け入れ体制やサービス提供時間の調整など、新規利用者の受け入れ枠の確保に努めており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 施設運営理念の第1に、利用者を中心とした施設運営を掲げ、一人ひとりの生き方にあった生き甲斐のある生活援助の実現を目指し、専門的・科学的サービスの提供に愛情をもってあたることを基本に据えた事業を展開しており、利用者中心のサービスが提供されているものと認められる。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 在宅介護支援センターが併設されていることを活かして、利用者のニーズを迅速かつ的確に把握し、利用者の状況に応じた介護サービスの提供の実現に取り組んでおり、利用者のニーズを反映させたサービスの充実等について配慮されているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 施設内の危険箇所等の定期点検を行い、安全面の確保を含めた適切な維持管理に取り組んでおり、施設の適切な維持および管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 光熱水使用量の確認および見直しを行い、節電節水に努めることで光熱水費の削減をするなど、さまざまな管理業務の効率化に取り組んでおり、適正な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の事業所の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約2億円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約1億4千5百万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画の具体性、実現性は確保されているものと判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 平成元年の法人設立時から福祉事業を運営している実績や体系的な職員研修の実施に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する在宅の介護、支援等を要する高齢者や心身に障害のある者

に対するサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。また介護予防事業のさらなる充実を図ることや、フレイル予防の推進を図っていることや、多様化する利用者ニーズに応えるため介護保険対象外となる利用者も積極的に受け入れるなど、積極的に新たな取り組みを行っているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 転倒や誤薬の防止等、予防的な対策を講じることを基本としながら、事故を想定したマニュアルの作成と訓練の実施に取り組んでいる。また、非常時・緊急時においては、法人本部、区をはじめとする関係諸機関と一体化した対応がとれる体制を整備している。さらに、毎月の防災避難訓練、防災マニュアルの作成および消火器を使用した消火訓練の実施など、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族（保護者）会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 利用者アンケート、家族懇談会および利用者集会を実施し、家族との連携や繋がりが深まるよう努めている。また、行事や地域開放を通じて、地域のボランティアを積極的に受け入れるとともに、気軽にボランティア活動が行えるような環境づくりやデイサービスのプログラムの工夫に取り組んでいる。さらに、町内会や近隣保育園・小学校等の地域活動にも積極的に参加するなど、協力関係の構築にも取り組んでおり、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 利用者や家族からの苦情や申立てに対しては、管理者が苦情解決責任者として適切かつ迅速に対応することに努めている。また、個人情報の保護および情報公開については、法人の規定に基づいた処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立戸越台在宅サービスセンター
-------	-------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 三徳会
所 在 地	品川区中延1-8-7
設立年月日	昭和57年3月20日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム成幸ホームの設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 品川区立荏原在宅サービスセンターの受託経営等 7事業 〈公益を目的とする事業〉 居宅介護支援事業の経営等 6事業
理 事 長	内野 滋雄
資産の総額	34億6,730万2,377円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 在宅介護支援システムによる適切なケアマネジメントに基づき、個々の利用者のニーズにあった質の高いサービスの提供が行われており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 担当の介護支援専門員との緊密な連携を図り、個々の利用者の希望や介護度に応じたサービスの提供を行うとともに、利用者の健康状態の把握に努めて家族等への情報提供を適切に行っており、利用者本位のサービスが提供されているものと認められる。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 利用者の生の声を聞く場を定期的に設け、利用者の意思を尊重しながら、一人ひとりのニーズに合わせた多様なサービスの提供に取り組んでおり、利用者

のニーズの把握等について配慮されているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 施設の危険箇所の点検や業務上事故の予防などリスクマネジメントに対する意識の向上を図るとともに、環境美化や衛生管理についても積極的に取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 無駄を省き職員一人ひとりがコスト意識を高めて支出計画に沿って実行するなど、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組んでいる。また、施設セルフチェックシートを用いた業務改善にも取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人全体の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約16億円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約1億2千万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画の具体性、実現性は確保されているものと判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 昭和57年法人設立から福祉事業を運営している実績や、法人全体で職員一人ひとりが役割に応じた能力を発揮できるように育成計画を立て計画的に研修を実施し、人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する在宅の介護、支援等を要する高齢者や心身に障害のある者に対するサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計

画であると認められる。また、その人がその人らしく過ごせる居心地のよい環境づくりに努め、心身機能の維持・向上に資するプログラムを計画的に進めており、常に新たな取り組みをしているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 事故の事前防止を目的としたリスクマネジメント委員会の設置、ヒヤリハット報告書を活用した事故予防計画書および緊急時事故対応マニュアルの作成等による事故防止対策を講じており、災害発生時に迅速かつ適切な対応がとれるよう緊急連絡網を整備している。さらに、非常食や備蓄品の保管場所の確認を定期的実施するなど、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 家族懇談会の開催、介護サービスの方針や計画を家族に十分に説明する場の確保等の活動により家族との連携を図っている。また、地域開放事業や介護者教室の実施、ボランティアの受け入れと育成、近隣の教育機関との交流などに取り組んでいる。さらに、戸越台複合施設管理運営委員会交流部会を通じて、PTAや地域機関等との連携を図っており、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 第三者委員に意見を求めるなど、苦情の解決に客観性や透明性を確保するとともに、意見箱を設けて広く意見や要望を収集・把握する取り組みを行っている。また、広報誌等を活用して積極的に施設情報を提供し、個人情報の保護についても、運用ルールに基づいた適正な管理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立荏原在宅サービスセンター
-------	------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 三徳会
所 在 地	品川区中延1-8-7
設立年月日	昭和57年3月20日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム成幸ホームの設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 品川区立荏原在宅サービスセンターの受託経営等 7事業 〈公益を目的とする事業〉 居宅介護支援事業の経営等 6事業
理 事 長	内野 滋雄
資産の総額	34億6,730万2,377円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 在宅介護支援システムによる適切なケアマネジメントに基づき、個々の利用者のニーズにあった質の高いサービスの提供が行われており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 在宅で生活している高齢者がより一層生きがいのある毎日を送っていただくことを目標として、本人や家族の希望と選択を尊重し、個々の利用者の個性に配慮した質の高いサービスの提供に取り組んでおり、利用者本位のサービスが提供されているものと認められる。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 利用者や家族との意思疎通を密にすることによって利用者や家族の要望を汲み取り、これらを踏まえて利用者一人ひとりのニーズに合わせた多様なサー

ビスを提供するよう努めており、利用者のニーズの把握等について配慮されているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 環境対策委員会を設置し、衛生面や環境美化への配慮を行うとともに、危険箇所の点検にも取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 無駄を省き職員一人ひとりがコスト意識を高めて支出計画に沿って実行するなど、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組んでいる。また、施設セルフチェックシートを用いた業務改善にも取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人全体の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約16億円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約1億2千万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画の具体性、実現性は確保されているものと判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 昭和57年法人設立から福祉事業を運営している実績や、法人全体で職員一人ひとりが役割に応じた能力を発揮できるように育成計画を立て計画的に研修を実施し、人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する在宅の介護、支援等を要する高齢者や心身に障害のある者

に対するサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。また、利用者の個別性を重視するケアを実践するために、研修の実施や情報収集・スキルアップに努め、常に新たな取り組みを検討しているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 日々のミーティングにおいて事故防止の対応策を検討するとともに、決定事項は職員全員に周知するよう申し送りを徹底し、定期的に開催されている第三者委員会では、事故の状況や件数を報告し、外部の客観的意見を受けている。また、緊急対応連絡網を整備するとともに、施設近隣職員による緊急応援体制を確保している。さらに、防災対策委員会の設置、警察および消防署の指導のもと、総合防災訓練等を実施するなど、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族（保護者）会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 「ご家族とともに利用者を支える」という方針のもと、利用者からの聞き取り調査やアンケート調査により意見や要望を聞き、ケアに反映させることで利用者の満足度を高めている。さらに、保健センターとの複合施設であることから、防災訓練の共同実施、保健師を招いての勉強会、感染症対策等に対するアドバイスなど、様々な面での連携強化を図っており、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 苦情解決担当者の設置、第三者委員制度および意見箱の活用など、苦情や要望に対する適切な対応策を講じている。また、広報誌やホームページを通じて施設に係る情報を公開し、個人情報の保護については、法人の規定に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立小山在宅サービスセンター
-------	------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 三徳会
所 在 地	品川区中延1-8-7
設立年月日	昭和57年3月20日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム成幸ホームの設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 品川区立荏原在宅サービスセンターの受託経営等 7事業 〈公益を目的とする事業〉 居宅介護支援事業の経営等 6事業
理 事 長	内野 滋雄
資産の総額	34億6,730万2,377円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 在宅介護支援システムによる適切なケアマネジメントに基づき、個々の利用者のニーズにあった質の高いサービスの提供が行われており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 在宅で生活している高齢者がより一層生きがいのある毎日を送っていただくことを目標として、本人や家族の希望と選択を尊重し、利用者一人ひとりの個別性に配慮した質の高いサービスの提供に取り組んでおり、利用者本位のサービスが提供されているものと認められる。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 利用者や家族との意思疎通を密にすることによって利用者や家族の要望を汲み取り、これらを踏まえて利用者一人ひとりのニーズに合わせた多様なサー

ビスを提供するよう努めており、利用者のニーズの把握等について配慮されているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 施設の危険箇所の点検や業務上事故の予防などリスクマネジメントに対する意識の向上を図るとともに、環境美化や衛生管理についても積極的に取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 無駄を省き職員一人ひとりがコスト意識を高めて支出計画に沿って実行するなど、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組んでいる。また、施設セルフチェックシートを用いた業務改善にも取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人全体の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約16億円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約3千万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画に具体性、実現性が確保されている判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 昭和57年法人設立から福祉事業を運営している実績や、法人全体で職員一人ひとりが役割に応じた能力を発揮できるように育成計画を立て計画的に研修を実施し、人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する在宅の介護、支援等を要する高齢者や心身に障害のある者に対するサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計

画であると認められる。また重度化防止を図るためにADLの維持・向上に焦点を当てサービス提供を展開し、個々のニーズに合わせ、デイサービスの内容を利用者本人とともに考えながら提供するなど、新たな課題の取り組みを行っている」と認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 毎日のミーティング等で事故防止策の検討し、その都度ヒヤリハット報告書を作成し、集計・分類を行うとともに、第三者委員会に対して、事故の状況や件数を報告し、外部の客観的意見を受けている。また、感染症委員会において感染症に関する課題の整理を行い、対応方針を決定している。さらに、地域防災に注力し、防災対策委員会の設置、定期的な防災訓練等を実施するなど、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 小規模な集団であることを活かし、緊密なコミュニケーションを確保するとともに、家族懇談会の実施により情報の提供と共有化を図っている。また、地域交流会の実施、地域行事への積極的参加等、施設も地域の住民であることを認識される活動を行っている。さらに、ボランティア懇談会の開催、民生委員、近隣保育園との交流など、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 苦情解決担当者の設置、第三者委員制度および意見箱の活用など、苦情や要望に対する適切な対応策を講じている。また、広報誌やホームページを通じて施設に係る情報を公開し、個人情報の保護については、法人の規定に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立月見橋在宅サービスセンター
-------	-------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 さくら会
所 在 地	品川区南大井5-19-1
設立年月日	平成9年12月16日
実施事業	<p>〈第一種社会福祉事業〉 軽費老人ホームさくらハイツ南大井の経営等 3事業</p> <p>〈第二種社会福祉事業〉 南大井在宅サービスセンターの設置経営等 11事業</p> <p>〈公益を目的とする事業〉 サービス付き高齢者向け住宅(品川区立大井林町高齢者住宅)の管理受託経営等 6事業</p>
理 事 長	前田 武昭
資産の総額	20億443万5,992円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 在宅介護支援システムによる適切なケアマネジメントに基づき、個々の利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供が行われており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 一人ひとりが役割を持って生きがいのある生活を送るために、その方にふさわしい多様なケアの構築および地域との連携を図り社会に開かれた運営を行うことを基本理念として、家庭的な雰囲気を大切にし、利用者の個性と生活習慣に合わせたサービスの提供に取り組んでおり、利用者中心のサービスが提供されているものと認められる。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 利用者や家族との意見交換を密にすることによって利用者や家族の要望を汲み取り、これらを踏まえて利用者一人ひとりのニーズに合わせた多様なサービスを提供するよう努めており、利用者のニーズの把握等について配慮されているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 朝・夕のミーティングなどの場を活用して、施設の維持・管理に係る情報の交換を行うなど、施設の適切な維持および管理に向けた取組みが行われているものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 省エネ対策として、水道光熱費の削減や送迎車の燃料費抑制に積極的に取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人全体の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約6億円生じており、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約1億1千万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画の具体性、実現性は確保されているものと判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 介護老人保健施設の他、複数事業を運営している実績や計画的な職員研修の実施に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する在宅の介護、支援等を要する高齢者や心身に障害のある者

に対するサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。また小規模事業所ならではの家庭的な環境を大切にすることで、利用者本位の視点を磨き、在宅介護に活かしていくことを目指すなどの取り組みを積極的に行っているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 事故報告書を活用した事故防止の啓発、緊急対応マニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に備えた体制を確保している。また、地震・津波を想定し作成した震災マニュアルに沿って、総合消防訓練を実施しており、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族（保護者）会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 介護者交流会における意見交換や介護者教室を通じた家族支援に取り組むとともに、連絡ノートや電話を活用したコミュニケーションの確保に努めている。また、地域行事への積極的な参加や地域ボランティアの受け入れを行うことで、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 施設に寄せられた苦情は、速やかに調査し、改善の必要性の有無および改善方法について、苦情解決委員会で協議し、利用者等に報告し、全職員へのフィードバックを行っている。また、個人情報の保護および情報公開については、法人の規定に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立八潮南認知症高齢者グループホーム
-------	----------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 品川総合福祉センター
所 在 地	品川区八潮5-1-1
設立年月日	昭和57年4月30日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホームかえで荘の設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 保育所八潮中央保育園の設置経営等 22事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅(わかくさ荘)の受託経営 2事業
理 事 長	永田 元
資産の総額	22億3,438万1,986円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 品川区の高齢者施策を充分理解しており、円滑な連携体制が図れるものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 「本人をよく理解すること」に主眼を置き、居住担当者が中心となり、適確なアセスメントを行い、計画作成担当者とともに検討し、ケアプラン中に取り込んでいくなど、利用者の個別性に配慮したサービスの提供体制が確保されていくものと認められる。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がなされているか。

⇒ 四季折々の八潮地域センター・八潮団地自治会・法人本部などの行事に参加し、地域での関係を維持し続けることで、本人らしい生活への取り組みを行うなど、サービスの向上に向けた努力が期待できる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ これまでの施設経営のノウハウから、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ コスト意識の徹底と事務処理の簡素化・効率化に取り組むなど、管理経費の縮減が期待できる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人合計の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約12億8千万円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約1億6百万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画の具体性、実現性は確保されているものと判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 当該法人は、中延・大井在宅サービスセンターにおける認知症デイサービスの運営をしている実績や計画的な職員研修に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されるものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ 認知症の理解を深め、本人が自らの意思で日々の生活に主体的に取り組むことができるよう働きかけを行い、利用者主体の暮らし方の支援の提供に取り組むため、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ ヒヤリハット報告の検証等により事故防止に努め、同様の事故が繰り返されることのないようカンファレンスを通し、情報共有の徹底を図っている。八潮団地（埋め立て地）という特性上、防災対策において、消防署・本部施設・団地自治会（防災会議）等との連絡体制のさらなる強化を図っている。加えて、消防署の指導・協力を得て、防災訓練および災害時事業継続計画に基づいた訓練を実施することとしており、安全管理に対する配慮がなされるものと認められる。

③家族（保護者）会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 家族との目標・課題の共有化を図る観点から、家族会・事業説明会の開催や連絡ノートを活用する体制をとり、また、施設の行事の地域開放など、地域との融合を目指した活動に取り組むなど、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 家族や利用者からの意見や苦情については、生活相談員および施設管理者が窓口となり、法人本部および区へ報告し連携を図り、速やかに対応している。また、施設内の掲示・広報誌等を活用して施設内の情報を積極的に提供し、“地域に開かれた施設づくり”の実現に取り組んでいる。個人情報の保護については、法人の規定に沿った処理を行い、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられることが期待できる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立戸越台特別養護老人ホーム
-------	------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 三徳会
所 在 地	品川区中延1-8-7
設立年月日	昭和57年3月20日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム成幸ホームの設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 品川区立荏原在宅サービスセンターの受託経営等 7事業 〈公益を目的とする事業〉 居宅介護支援事業の経営等 6事業
理 事 長	内野 滋雄
資産の総額	34億6,730万2,377円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 特別養護老人ホーム入所調整会議において、客観的かつ公平に入所優先順位を審査しており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 利用者懇談会、アンケート調査、面接時にニーズを把握し、利用者一人ひとりの個性を十分に理解したうえで、個別ケアの充実に取り組んでおり、利用者本位のサービスが提供されているものと認められる。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。

⇒ 併設されている在宅サービスセンターと在宅介護支援センターとの連携により、利用者の心身の負担をできる限り軽減しながら、一人ひとりのニーズにあったサービスの実現に取り組んでおり、利用者のニーズの把握等について配慮されているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 施設の危険箇所の点検や業務上事故の予防などリスクマネジメントに対する意識の向上を図るとともに、環境美化や衛生管理についても積極的に取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 無駄を省き職員一人ひとりがコスト意識を高めて支出計画に沿って実行するなど、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組んでいる。また、施設セルフチェックシートを用いた業務改善にも取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人全体の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約16億円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約3億5千6百万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画に具体性、実現性が確保されていると判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 昭和57年法人設立から福祉事業を運営している実績や、法人全体で職員一人ひとりが役割に応じた能力を発揮できるように育成計画を立て計画的に研修を実施し、人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する常時の介護を必要とする高齢者等に対し、介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護のサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。また、重度化にならないよう

早めに医療機関と連携するなどの対策をしており、重度化予防の取組みをしているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 事故の事前防止を目的としたリスクマネジメント委員会の設置、ヒヤリハット報告書を活用した事故予防計画書および緊急時事故対応マニュアルの作成等による事故防止対策を講じており、災害発生時に迅速かつ適切な対応がとれるよう緊急連絡網を整備している。さらに、福祉避難所としての機能を再認識し、非常食や備蓄品の保管場所の確認を定期的の実施するなど、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 家族懇談会の開催、介護サービスの方針や計画を家族に十分に説明する場の確保等の活動により家族との連携を図っている。また、地域開放事業や介護者教室の実施、ボランティアの受け入れと育成、近隣の教育機関との交流などに取り組んでいる。さらに、戸越台複合施設管理運営委員会交流部会を通じて、PTAや地域機関等との連携を図っており、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 第三者委員に意見を求めるなど、苦情の解決に客観性や透明性を確保するとともに、意見箱を設けて広く意見や要望を収集・把握する取組みを行っている。また、広報誌等を活用して積極的に施設情報を提供し、個人情報の保護についても、運用ルールに基づいた適正な管理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立荏原特別養護老人ホーム
-------	-----------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 三徳会
所 在 地	品川区中延1-8-7
設立年月日	昭和57年3月20日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム成幸ホームの設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 品川区立荏原在宅サービスセンターの受託経営等 7事業 〈公益を目的とする事業〉 居宅介護支援事業の経営等 6事業
理 事 長	内野 滋雄
資産の総額	34億6,730万2,377円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 特別養護老人ホーム入所調整会議において、客観的かつ公平に入所優先順位を審査しており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 個人の尊重と利用者のその人らしさを大切にし、職員一人ひとりがケアマネジメントの観点を踏まえたサービスの提供に取り組んでおり、利用者中心のサービスが提供されているものと認められる。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がなされているか。

⇒ 常にサービスの内容や方針を検証するとともに、利用者へのサービスと対応を整理し、一人ひとりの心身の状況に応じたサービス提供に取り組んでおり、利用者のニーズの把握等について配慮されているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図る

ものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 事故の予防と環境衛生などに関して、産業医と衛生管理者を中心に定期的に安全衛生委員会を開催しており、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 無駄を省き職員一人ひとりがコスト意識を高めて支出計画に沿って実行するなど、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組んでいる。また、施設セルフチェックシートを用いた業務改善にも取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人全体の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約16億円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約5億円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画に具体性、実現性が確保されていると判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 昭和57年法人設立から福祉事業を運営している実績や、法人全体で職員一人ひとりが役割に応じた能力を発揮できるように育成計画を立て計画的に研修を実施し、人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する常時の介護を必要とする高齢者等に対し、介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護のサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。また、通常の研修に加えて東京都社会福祉協議会など職能団体の研修へ参加を促し、職員を育成すること

で新たな課題解決に努めていると認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 日々のミーティングにおいて事故防止の対応策を検討するとともに、決定事項は職員全員に周知するよう申し送りの徹底、第三者委員会に対して、事故の状況や件数を報告し、外部の客観的意見を受けている。また、緊急対応連絡網を整備するとともに、施設近隣職員による緊急応援体制を確保している。防災対策委員会の設置、警察および消防署の指導のもと、総合防災訓練等を実施するなど、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 「ご家族とともに利用者を支える」という方針のもと、広報誌等による情報提供、家族懇談会の設置、連絡ノートの活用などコミュニケーションの確保のための取組みを行っている。また、地域交流会の実施、地域行事への積極的参加等、施設も地域の住民であることを認識してもらえるような活動を行っている。さらに、保健センターとの複合施設であることから、防災訓練の共同実施、保健師を招いての勉強会、感染症対策等に対するアドバイスなど、様々な面での連携強化を図っており、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 苦情解決担当者の設置、第三者委員制度および意見箱の活用など、苦情や要望に対する適切な対応策を講じている。また、広報誌やホームページを通じて施設に係る情報を公開し、個人情報の保護については、法人の規定に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立中延特別養護老人ホーム
-------	-----------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 品川総合福祉センター
所 在 地	品川区八潮5-1-1
設立年月日	昭和57年4月30日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホームかえで荘の設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 保育所八潮中央保育園の設置経営等 22事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅(わかくさ荘)の受託経営 2事業
理 事 長	永田 元
資産の総額	22億3,438万1,986円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 特別養護老人ホーム入所調整会議において、客観的かつ公平に入所優先順位を審査しており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 利用者選ばれ、支持される施設づくりを目指し、可能な範囲での一斉一律ではない、一人ひとりのケアプランに基づいた支援や介護の実践に取り組んでおり、利用者中心のサービスが提供されているものと認められる。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がなされているか。

⇒ 生活相談員が中心となり、適切なアセスメントを行い、利用者および家族の意向を汲み取りながら、多職種参加のカンファレンスを踏まえ、個々のニーズに応じたケアプランを作成するなど、各職種が専門性を発揮したサービスを提供しており、利用者のニーズの把握等について配慮されているものと認められ

る。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 魅力ある施設づくりと施設の老朽化予防に向けた環境整備に取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 無駄を省き職員一人ひとりがコスト意識を高めて支出計画に沿って実行するなど、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人合計の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約12億8千万円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約3億5千5百万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画の具体性、実現性は確保されているものと判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 高齢者および障害者福祉事業を運営している実績や計画的な職員研修に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する常時の介護を必要とする高齢者等に対し、介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護のサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。医療的対応の必要性の高い

利用者、認知症の利用者について、対応方法や医療、認知症に関する知識、理解を深め、センター方式を活用した適切なアセスメントを行っているほか、夜間入浴の実施や看取り介護への対応など、新たな取組みを行っているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ ヒヤリハット報告の検証等により事故防止に努め、同様の事故が繰り返されることのないようカンファレンスを通し、情報共有の徹底を図っている。また、消防署の指導・協力を得て、防災訓練、避難訓練および自衛消防訓練を計画的に実施しており、さらに地域防災協定に基づき、合築の都営住宅や地域住民との総合防災訓練を実施するなど安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族（保護者）会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 事業説明会・家族懇談会を定期的に行って、家族との情報共有や意見交換を行っている。また、各種地域行事への参加や地域役員との懇談会等を実施して、地域住民の施設に対する理解が深まるなど、地域との融合を目指した活動にも取り組んでおり、家族とのかかわり、地域との交流等が図られているものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 家族や利用者からの意見や苦情については、生活相談員および施設管理者が窓口となり、法人本部および区へ報告し連携を図り、速やかに対応している。また、施設内の掲示・広報誌等を活用して施設内の情報を積極的に提供し、“地域に開かれた施設づくり”の実現に取り組んでいる。個人情報の保護については、法人の規定に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立八潮南特別養護老人ホーム
-------	------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 品川総合福祉センター
所 在 地	品川区八潮5-1-1
設立年月日	昭和57年4月30日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホームかえで荘の設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 保育所八潮中央保育園の設置経営等 22事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅(わかくさ荘)の受託経営 2事業
理 事 長	永田 元
資産の総額	22億3,438万1,986円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 特別養護老人ホーム入所調整会議において、客観的かつ公平に入所優先順位を審査するため、利用者の平等な利用が確保されるものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 利用者を選ばれ、支持される施設づくりを目指しながら、利用者の有する能力を把握し、本人の思いを尊重して力を発揮できるよう支援するなど、利用者中心のサービスが提供されるものと認められる。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がなされているか。

⇒ 開設当初から目標としている本人本位の姿勢でのケアを継続し、リーダー、相談員と介護士、看護職等が一体感を持ち利用者支援を行うなど、利用者のニーズの把握等について配慮されるものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ これまでの施設経営のノウハウから、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 業務再委託の内容を細かく見直すなどのコスト意識の徹底と事務処理の簡素化・効率化に取り組むなど、管理経費の縮減が期待できる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人合計の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約12億8千万円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約4億4千5百万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画の具体性、実現性は確保されているものと判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 高齢者および障害者福祉事業を運営している実績や計画的な職員研修に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されるものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する常時の介護を必要とする高齢者等に対し、介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護のサービスの提供が確保されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。事故防止、感染予防、褥瘡予防など、必要な取り組み項目ごとに委員会を設置し、施設サービスについて検証していくなど、新たな取り組みを行っているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されて

いるか。

⇒ ヒヤリハット報告の検証等により事故防止に努め、同様の事故が繰り返されることのないようカンファレンスを通し、情報共有の徹底を図っている。八潮団地（埋め立て地）という特性上、防災対策において、消防署・本部施設・団地自治会（防災会議）等との連絡体制のさらなる強化を図っている。加えて、消防署の指導・協力を得て、防災訓練および災害時事業継続計画に基づいた訓練を実施することとしており、安全管理に対する配慮がなされるものと認められる。

③家族（保護者）会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 家族との目標・課題の共有化を図る観点から、家族会・事業説明会の開催や連絡ノートを活用する体制をとり、また、施設の行事の地域開放など、地域との融合を目指した活動に取り組むなど、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 家族や利用者からの意見や苦情については、生活相談員および施設管理者が窓口となり、法人本部および区へ報告し連携を図り、速やかに対応している。また、施設内の掲示・広報誌等を活用して施設内の情報を積極的に提供し、“地域に開かれた施設づくり”の実現に取り組んでいる。個人情報の保護については、法人の規定に沿った処理を行い、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられることが期待できる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立平塚橋特別養護老人ホーム
-------	------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 三徳会
所 在 地	品川区西中延1-2-8
設立年月日	平成28年5月1日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム成幸ホームの設置経営等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 品川区立荏原在宅サービスセンターの受託経営等 7事業 〈公益を目的とする事業〉 居宅介護支援事業の経営等 6事業
理 事 長	内野 滋雄
資産の総額	34億6,730万2,377円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 特別養護老人ホーム入所調整会議において、客観的かつ公平に入所優先順位を審査しており、利用者の平等な利用が確保されているものと認められる。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 入所面接時にニーズを把握し、利用者一人ひとりの個性を十分に理解したうえで、個別ケアの充実に取り組んでおり、利用者本位のサービスが提供されているものと認められる。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。

⇒ 入所者が家族や地域、社会と引き続き関わりを持ちながら、今までの生活での価値観を土台として快適に過ごせることを目標に、職員立案による勉強会の開催や、自主勉強会を実施しケアの向上に取り組んでいることから、サービス向上に向けた努力がされていると認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 施設の危険箇所の点検や業務上事故の予防などリスクマネジメントに対する意識の向上を図るとともに、環境美化や衛生管理についても積極的に取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 介護用品の適切な使用など、職員一人ひとりがコスト意識を高めて支出計画に沿って実行するなど、コスト意識の徹底と事務処理の簡素化に取り組んでいる。また、施設セルフチェックシートを用いた業務改善にも取り組んでおり、効率的な施設運営が図られるものと認められる。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 令和元年度の法人全体の貸借対照表によると、次期繰越活動収支差額は、約16億円であり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 約5億1千万円の収支計画が提出されているが、これまでの事業運営実績を踏まえたものであると認められるため、収支計画に具体性、実現性が確保されていると判断される。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 昭和57年法人設立から福祉事業を運営している実績や、法人全体で職員一人ひとりが役割に応じた能力を発揮できるように育成計画を立て計画的に研修を実施し、人材育成に取り組んでいることや、職員の負担軽減を図り介護機器の導入を検討していること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 条例に規定する常時の介護を必要とする高齢者等に対し、介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護のサービスの提供が確保されており、施設の

設置目的を満たす事業計画であると認められる。ケアについては家族からの情報や入所者からの意見を聞き、入所者の意向に沿ったケアをし、また入所者同士の交流も広がるようにすることで、入所者が快適に過ごせることを目指していることから、重度化予防の取組みをしているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 事故の事前防止を目的としたリスクマネジメント委員会の設置、ヒヤリハット報告書を活用した事故予防計画書および緊急時事故対応マニュアルの作成等による事故防止対策を講じており、災害発生時に迅速かつ適切な対応がとれるよう緊急連絡網を整備している。さらに、福祉避難所としての機能を再認識し、非常食や備蓄品の保管場所の確認を定期的の実施するなど、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③家族（保護者）会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 家族懇談会の開催、介護サービスの方針や計画を家族に十分に説明する場の確保等の活動により家族との連携を図り、また、ゆうゆうプラザとの連携に取り組んでいることから、家族とのかかわり、地域との交流等が図られるものと認められる。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 第三者委員に意見を求めるなど、苦情の解決に客観性や透明性を確保するとともに、意見箱を設けて広く意見や要望を収集・把握する取組みを行っている。また、広報誌等を活用して積極的に施設情報を提供し、個人情報の保護についても、運用ルールに基づいた適正な管理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料(高齢者施設)

施設の名称	平塚橋高齢者多世代交流支援施設 (呼称:平塚橋ゆうゆうプラザ)
-------	------------------------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 三徳会
所 在 地	品川区中延1-8-7
設立年月日	昭和57年3月20日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 イ 特別養護老人ホームの経営 〈第二種社会福祉事業〉 イ 老人デイサービスセンターの経営 ロ 老人短期入所事業の経営 ハ 老人短期入所施設の経営 ニ 老人介護支援センターの経営 〈公益事業及び収益事業〉 イ 居宅介護支援事業 ロ 不動産貸付業 ハ 高齢者多世代交流支援施設事業
理 事 長	内野 滋雄
資産の総額	3,467,302,377円

2 指定管理者としての適格性について

(1) 利用者のニーズに対応した利用およびサービスの向上を図るものであること。

① 運営にあたって区やその他関係機関との連携が確保されているか。

⇒定期的な連絡および随時円滑に情報交換が行われており、区やその他関係機関の連携が確保されているものと認められる。

② 利用者の安全性が確保されるよう適切な取り組みは行われているか。

⇒利用者の要望や意見を常に意識した業務を行い、イベントや事業等を通して警察、消防、町内会、近隣住民、法人管轄の他施設等、法人の持っているあらゆるネットワークを活かした取り組みが行われていることが認められる。

③ 利用者が孤立しないようイベント実施やサービスの情報提供などの努力がされているか。

⇒様々なニーズに対応した事業、年に数回の大規模イベントの実施等、利用

者や地域住民のつながりが築けるよう積極的な企画を行っている。またこれらの事業やイベントを通して、相談の受付や他サービスへの案内などが行われており、努力がされているものと認められる。

(2) 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

① 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒法人管轄の他施設での維持管理のノウハウを活かし、建物管理委託、受付業務委託は、定期的なプロポーザルにより決定するなど、再委託先の選定、指導、監督にも万全を期しており、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。

② 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒適切な利用と計画的な発注、また法人全体で複数の業者より見積もりをとるなど、安価で良品を購入するよう努力がされている。光熱水費についても、電気供給会社をより安価な民間企業への契約へ移行するなど、管理経費の縮減に向けた努力がされている。

(3) 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

① 施設の管理運営を安定的に行える経営基盤を有しているか。

⇒実績があり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

② 収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒収支計画に具体性、実現性は確保されているものと認められる。

③ 円滑かつ継続的に施設運営を行える人的資源を有しているか。

⇒高齢者施設を区内で複数運営している実績や計画的な職員研修に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4) 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

① 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。

⇒区の制定する高齢者多世代交流支援施設の条例や規則の趣旨に沿った施設運営の基本理念、およびそれらを拡充させたサービス提供方針等が明示されており、施設の設置目的を十分に満たす事業計画であると認められる。

② 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されて

いるか。

⇒日頃より利用者とのコミュニケーションや職員同士でのミーティングを行い、事件、事故、災害、犯罪等から利用者を守ることができる管理体制には万全を期している。さらに、年に1回、近隣町会と連携をし、合同防災訓練を実施する等、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

- ③ 利用者の要望・意見等を汲みあげる体制の確保と関係機関との連携が図られているか。

⇒日頃の声がけや利用者アンケート、登録団体で構成される「施設連絡会」の実施など、利用者と信頼関係を築くよう努め、要望、意見等を汲みあげる体制の確保をしている。さらに利用上の要望や意見等は、区や職員間で情報共有し、改善に役立っていることが認められる。

- ④ 苦情解決および個人情報の管理について考慮されているか。

⇒利用者からの苦情については、職員内で情報共有を行い、必要に応じて区と連携し助言や指導を受けて、迅速に対応している。個人情報の保護については、法人の規程に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料(住宅施設)

施設の名称	八潮わかくさ荘 (住宅戸数: 単身用40戸)
-------	---------------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 品川総合福祉センター
所 在 地	品川区八潮5-1-1
設立年月日	昭和57年4月30日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホームかえで荘の経営ほか1事業 〈第二種社会福祉事業〉 保育所八潮中央保育園の経営ほか9事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅(わかくさ荘)等の経営ほか2事業
理 事 長	永田 元
資産の総額	2,234,381,986円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①入居にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 入居に際して個々の入居者のニーズに即した対応について、定期的な連絡会および随時円滑に情報交換が行われており、区との連携が確保されているものと認められる。

②入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているか。

⇒ 在宅サービスセンターおよび管理人により24時間体制がとられており、入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているものと認められる。

③入居者が孤立しないよう地域のイベントへの案内や福祉サービスの情報提供などの努力がされているか。

⇒ 在宅サービスセンターの行事・サービス、地域センター主催の行事など地域情報の案内などがおこなわれており、情報提供などの努力がされているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 本部との連携により、魅力ある住まいづくりと住宅の老朽化予防に向けた環境整備に取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。入居者が高齢化するなかで、ワーデンの適切な対応がされている。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 機器の保守点検や工事の委託内容・請負業者を定期的に見直すなど、管理経費の縮減に向けた努力がされている。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①施設の管理運営を安定的に行える経営基盤を有しているか。

⇒ 実績があり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 収支計画に具体性、実現性は確保されているものと認められる。

③円滑かつ継続的に施設運営を行える人的資源を有しているか。

⇒ 高齢者および障害者施設を運営している実績や計画的な職員研修に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。

⇒ 高齢者住宅の制度の趣旨に沿った施設運営の基本理念・サービス提供方針等が明示されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 非常時等の場合における本部や関係機関との連絡体制を整備し、緊急時に備えている。ワーデンにより日常生活の支援についても、本部との連携により24時間体制で行われている。さらに、防災訓練・自衛消防訓練の実施や隣接する都営住宅との防災組織相互援助協定を締結する等、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③自治会活動への支援や入居者の要望・意見等を汲みあげる体制の確保と関係機関との連携が図られているか。

⇒ 法人本部、区(高齢者地域支援課、高齢者福祉課・障害者福祉課・生活福祉課等)の関係機関との連携を図り、入居者の要望を汲みあげ、対応していると認められる。

④苦情解決および個人情報の管理について考慮されているか。

⇒ 入居者からの苦情・要望は必要に応じて苦情解決第三者委員会へ提出し、その助言・指導を受けて、対応している。個人情報の保護については、法人の規程に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料(住宅施設)

施設の名称	大井倉田わかくさ荘 (住宅戸数: 単身用8戸)
-------	----------------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 品川総合福祉センター
所 在 地	品川区八潮5-1-1
設立年月日	昭和57年4月30日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホームかえで荘の経営ほか1事業 〈第二種社会福祉事業〉 保育所八潮中央保育園の経営ほか9事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅(わかくさ荘)等の経営ほか2事業
理 事 長	永田 元
資産の総額	2,234,381,986円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①入居にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 入居に際して個々の入居者のニーズに即した対応について、定期的な連絡会および随時円滑に情報交換が行われており、区との連携が確保されているものと認められる。

②入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているか。

⇒ 在宅サービスセンターおよび管理人により24時間体制がとられており、入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているものと認められる。

③入居者が孤立しないよう地域のイベントへの案内や福祉サービスの情報提供などの努力がされているか。

⇒ 在宅サービスセンターの行事、地域センター主催の行事、町会の案内などがおこなわれており、情報提供などの努力がされているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 本部との連携により、魅力ある住まいづくりと住宅の老朽化予防に向けた環境整備に取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。入居者が高齢化するなかで、ワーカーの適切な対応がされている。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 機器の保守点検や工事の委託内容・請負業者を定期的に見直すなど、管理経費の縮減に向けた努力がされている。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①施設の管理運営を安定的に行える経営基盤を有しているか。

⇒ 実績があり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 収支計画に具体性、実現性は確保されているものと認められる。

③円滑かつ継続的に施設運営を行える人的資源を有しているか。

⇒ 高齢者および障害者施設を運営している実績や計画的な職員研修に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。

⇒ 高齢者住宅の制度の趣旨に沿った施設運営の基本理念・サービス提供方針等が明示されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 非常時等の場合における本部や関係機関との連絡体制を整備し、緊急時に備えている。ワーカーにより日常生活の支援についても、本部との連携により24時間体制で行われている。さらに、防災訓練・自衛消防訓練の実施等、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③自治会活動への支援や入居者の要望・意見等を汲みあげる体制の確保と関係機関との連携が図られているか。

⇒ 在宅サービスセンターおよび管理人により、入居者の要望・意見等を汲みあげる体制を確保している。法人本部、高齢者地域支援課、生活福祉課等の関係機関との連携を図っていると認められる。

④苦情解決および個人情報の管理について考慮されているか。

⇒ 入居者からの苦情・要望は必要に応じて苦情解決第三者委員会へ提出し、その助言・指導を受けて、対応している。個人情報の保護については、法人の規程に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料(住宅施設)

施設の名 称	東品川わかくさ荘 (住宅戸数: 単身用50戸、障害者単身用2戸)
--------	-------------------------------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 福栄会
所 在 地	品川区東品川3-1-8
設 立 年 月 日	平成元年3月8日
実 施 事 業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム晴楓ホームの経営ほか3事業 〈第二種社会福祉事業〉 大崎在宅サービスセンターの経営ほか12事業 〈自立支援事業〉 品川区立高齢者住宅(東品川わかくさ荘)等の管理受託経営 ほか2事業
理 事 長	野村 寛
資 産 の 総 額	4,564,295,861円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①入居にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 入居に際して個々の入居者のニーズに即した対応について、定期的な連絡会および随時円滑に情報交換が行われており、区との連携が確保されているものと認められる。

②入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているか。

⇒ 在宅介護支援センターおよび法人本部により24時間体制がとられており、入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているものと認められる。

③入居者が孤立しないよう地域のイベントへの案内や福祉サービスの情報提供などの努力がされているか。

⇒ 法人本部と同一敷地にあるメリットが生かされ、様々な行事・サービス、地域情報の案内などが活発におこなわれており、情報提供などの努力がされているものと認められる。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 本部との連携により、魅力ある住まいづくりと住宅の老朽化予防に向けた環境整備に取り組んでおり、施設の適切な維持と管理が図られるものと認められる。入居者が高齢化するなかで、ワーデンの適切な対応がされている。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 機器の保守点検や工事の委託内容・請負業者を定期的に見直すなど、管理経費の縮減に向けた努力がされている。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①施設の管理運営を安定的に行える経営基盤を有しているか。

⇒ 実績があり、指定期間中、安定的な施設運営が行えるものと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 収支計画に具体性、実現性は確保されているものと認められる。

③円滑かつ継続的に施設運営を行える人的資源を有しているか。

⇒ 高齢者および障害者施設を運営している実績や計画的な職員研修に基づく人材育成に取り組んでいること等を踏まえると、指定期間中、円滑な施設運営を行える人的資源は確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。

⇒ 高齢者住宅の制度の趣旨に沿った施設運営の基本理念・サービス提供方針等が明示されており、施設の設置目的を満たす事業計画であると認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 非常時等の場合における本部や関係機関との連絡体制を整備し、緊急時に備えている。ワーデンにより日常生活の支援についても、本部との連携により24時間体制で行われている。さらに、防災訓練・自衛消防訓練の実施等、安全管理に対する配慮がなされているものと認められる。

③自治会活動への支援や入居者の要望・意見等を汲みあげる体制の確保と関係機関との連携が図られているか。

⇒ 入居者の要望・意見等を汲みあげる体制を確保している。法人本部、高齢者地域支援課、生活福祉課、障害者福祉課、保健センター等の関係機関との連携を図っていると認められる。

④苦情解決および個人情報の管理について考慮されているか。

⇒ 入居者からの苦情・要望は必要に応じて苦情解決第三者委員会へ提出し、その助言・指導を受けて、対応している。個人情報の保護については、法人の規程に沿った処理が行われており、苦情解決や個人情報の管理については、適切な対応がとられているものと認められる。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立北品川つばさの家
-------	--------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 げんき
所 在 地	品川区東大井5丁目23番16-113号
設立年月日	平成24年3月16日
実施事業	〈第二種社会福祉事業〉 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 〈公益を目的とする事業〉 障害者就労支援事業、発達障害者成人期支援事業
理 事 長	杉本 照夫
資産の総額	5,673万0,091円(R2.3.31現在)

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 利用者の入所にあたっては、品川区へ定員の空き状況について随時報告し、情報共有を図っている。また、定員に空きがある場合は品川区より推薦された入所希望者について、利用者の希望や特性を確認しつつ積極的に受け入れを行っている。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 月1回ケース会議を実施するほか、日々のサービス提供記録の確認・申し送りを実施し、職員間で利用者の個別状況に応じた支援内容について共有している。また、職員の業務の専門性を高め、各利用者の特性や高齢化、重度化に合わせた支援を行っている。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。

⇒ 誕生日会やクリスマス会など、利用者の希望に応じた行事を毎月実施

している。また、個別支援計画に基づいた障害特性に応じた支援、就労や対人関係の調整といった相談支援、余暇活動支援等が図られている。金銭管理については、利用者の障害特性や高齢化を考慮し成年後見制度を活用しつつ適切に管理している。

食事の提供については、栄養や身体の状態、本人希望を考慮したメニューの提供を行っており、健康増進の観点で毎朝乳製品の提供を行うなど工夫している。また、利用者の健康管理にあたっては、協力医療機関と連携し支援している。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 異常が見られた場合は、区へ速やかに報告し、区と連携し対応することができている。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 利用者支援に重点を置けるよう無駄な経費の支出がないよう努めた計画となっている。また、しながわエコリンクに基づき、省資源・省エネルギーに努めた運営を行っている。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 法人の財務基盤は、令和元年度決算によれば短期安定性の指標である流動比率は210%、長期安定性の指標である固定資産長期適合率は44%となっており、短期的にも長期的にも高い安定性が確認できる。経営体制についても、直近の東京都第三者評価における組織マネジメント分析においても良好な評価を受けている。区と協調して施設運営を行ってきた実績もあり、福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を持つ法人といえる。

※流動比率は200%以上、固定資産長期適合率は100%未満が望ましいとされる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 安定した運営ができる無理のない収支計画となっている。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 区内では区立上大崎つばさの家、旗の台つばさの家の運営実績があることから、グループホームの運営ノウハウが蓄積されており、人材も育成されている。また、職員の研修計画が立てられており、計画的な人材育成が行われている。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ これまでの運営実績から、グループホーム入居者の個別状態について細かく把握しており、個別支援計画に基づき、必要に応じて介護、通院支援、相談支援、健康管理や就労・通所支援等を行うことが計画されている。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 月1回防災訓練を実施し、緊急時の対応について確認している。また、緊急時対応マニュアルを整備し、職員間での共有が図られている。また、緊急連絡先を作成し、緊急時の連絡体制を明確にしている。職員を365日夜間配置し、緊急時に対応可能な体制が整備されている。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 家族や日中通所している事業所との連携を図り、安心した生活が送れるよう支援している。また、町会などの地域行事や防災訓練等へ積極的に参加し、地域住民との交流を深めている。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 苦情対応規定に基づき、苦情窓口を設置し、速やかな対応・解決を図る体制を整備している。個人情報については、法令に遵守し対応できるよう規定の整備が行われている。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立西大井つばさの家
-------	--------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 福栄会
所 在 地	品川区東品川三丁目1番8号
設立年月日	平成元年3月8日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 障害福祉サービス事業等 15事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅等の管理受託等 3事業
理 事 長	野村 寛
資産の総額	45億6,429万5,861円(R2.3.31 現在)

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 利用者の入所にあたっては、品川区へ定員の空き状況について随時報告し、情報共有を図っている。また、定員に空きがある場合は品川区より推薦された入所希望者について、利用者の希望や特性を確認しつつ積極的に受け入れを行っている。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 世話人との連携を密にし、利用者および家族の意向やニーズを把握し、個別支援計画の充実を図っている。また、日中通所している施設や作業所の個別支援計画と連携を図り、高齢化した利用者の状態に適した健康管理や食事提供を行っている。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がさ

れているか。

⇒ 個別面談や月例ミーティング、日常会話から収集した利用者のニーズを基に個別支援計画を作成し、支援を行っている。また、ADL・IADLの維持を目的として、掃除・洗濯等の日常生活に必要なことへの助言・支援を行っている。金銭管理については、利用者の特性を考慮し適切に管理している。食事については、家庭的な献立を基準として随時利用者の嗜好を取り入れている。利用者の健康管理については、協力医療機関と連携し支援している。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 修繕計画を作成し、利用者が安心して利用できるよう適切に施設の維持管理を行っている。異常が見られた場合は、区へ速やかに報告し、区と連携し対応することができている。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 職員のエレベーター使用の制限や換気扇スイッチの小まめな切り替え、エアコンの設定等、省エネに努めている。また、区の環境マネジメントシステムを意識し、環境への配慮に努めている。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 法人の財務基盤は、令和元年度決算によれば短期安定性の指標である流動比率は75%、長期安定性の指標である固定資産長期適合率は73%となっており、短期的にも長期的にも高い安定性が確認できる。経営体制についても、直近の東京都第三者評価における組織マネジメント分析においても高い評価を受けている。区と協調して施設運営を行ってきた実績もあり、福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を持つ法人といえる。

※流動比率は200%以上、固定資産長期適合率は100%未満が望ましいとされる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 管理者が兼務するなど、西大井福祉園と一体的に運営しており、安定した運営が確保されている。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制を(研修体制を含む)があるか。

⇒ 現在までの指定管理期間において、区や法人と連携しながら安定した施設運営がなされている。また、法人の研修計画に沿って実施する職員研修や、区内のグループホーム連絡会を通じての人材の育成、職員のスキルアップに努めており、福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制は確保されていると認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ 生活の場として安全への配慮を図っている。また、地域社会・地域住民とのかかわりや交流を図りながら施設運営が行われている。高齢化した利用者の状況に応じて介護保険や成年後見制度と連携している。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 法人内事故防止委員会によるヒヤリハット・事故報告の集計・分析が行われ、対策強化事項を挙げ職員間での共有が図られている。また、研修や資格取得を進め、職員の技術向上に努めている。非常時・緊急時の連絡体制は、緊急連絡網を作成しており、区や法人本部等との連絡体制、区立西大井福祉園、区立かがやき園との相互協力体制を整えている。マニュアルの再点検も継続的に行っている。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 家族や日中通所している事業所との連携を図り、安心した生活が送れるよう支援している。また、町会などの地域活動へ積極的に参加し地域住民との交流を深めている。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 利用者からの苦情・要望を福栄会苦情解決第三者委員会へ提出し、委員会からの助言・指導を受けて、苦情に対する解決方法や今後の対応策を検討し、適切に対応する体制が整備されている。また、個人情報の保護および情報公

開については、法人の適切な規程に沿った事務処理がなされており、個人情報の管理を徹底した運営体制を整えている。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立西大井福祉園
-------	------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 福栄会
所 在 地	品川区東品川三丁目1番8号
設立年月日	平成元年3月8日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 障害福祉サービス事業等 15事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅等の管理受託等 3事業
理 事 長	野村 寛
資産の総額	45億6,429万5,861円(R2.3.31 現在)

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 多機能型事業として各事業(生活介護・就労継続支援B型)それぞれの事業において適切な利用者支援を行うよう環境整備やサービス提供体制を構築している。また、第三者評価や法人内の施設サービス向上研究会によるセルフチェックによる自己評価を基に、業務改善を図っている。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 個別面談や家庭訪問を通じて、利用者とその家族の意見や要望を聞き、一人ひとりに必要な支援を行っている。また、朝終礼時に利用者から意見を聞く時間を設けている。

また、重度化・高齢化(老障介護)への支援として、区・他事業所と連携を図り、必要に応じて入所や他施設への移行等の調整を行っている。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めて

いるか。

⇒ 生活介護では、食事・排泄などの生活支援の他、ADL・IADLの維持・向上に向けた取り組みとして、生産活用や園内での役割（朝終礼の進行役やお茶当番等）を与えるなどの工夫をしている。また、余暇活動として、創作、クラブ活動、レクリエーション、一日外出等を取り入れている。

就労Bでは、通常の実業活動の他、自主製品の販売会への参加や、職場・他施設見学・体験等を通して就労支援に努めている。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 修繕計画を作成し、利用者が安心して利用できるよう適切に施設の維持管理を行っている。異常が見られた場合は、区へ速やかに報告し、区と連携し対応することができている。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 職員のエレベーター使用の制限や換気扇スイッチの小まめな切り替え、エアコンの設定等、省エネに努めている。また、区の環境マネジメントシステムを意識し、環境への配慮に努めている。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 法人の財務基盤は、令和元年度決算によれば短期安定性の指標である流動比率は75%、長期安定性の指標である固定資産長期適合率は73%となっており、短期的にも長期的にも高い安定性が確認できる。経営体制についても、直近の東京都第三者評価における組織マネジメント分析においても高い評価を受けている。区と協調して施設運営を行ってきた実績もあり、福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を持つ法人といえる。

※流動比率は200%以上、固定資産長期適合率は100%未満が望ましいとされる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 令和元年度の利用率の実績が、生活介護 113.7%、就労継続支援B型 85.7%であるのに対し、令和3年度の計画では、生活介護 100%、就労継続支

援B型 100%を想定しており、十分に達成できるものと思われる。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む。)があるか。

⇒ 現在までの指定管理期間において、区や法人と連携しながら安定した施設運営がなされている。また、法人の研修計画に沿って職員研修を実施し、人材の育成、職員のスキルアップに努めており、福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制は確保されていると認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ 利用者の加齢に伴う心身の機能低下に対し、適切に対応できるよう研修を実施し、職員の技術向上を図っている。また、利用者の家族支援にも目を向け、利用者を取り巻く環境の変化を捉え、区や相談支援センター等の関係機関と連携を図り、解決を図っている。就労継続支援では、受注作業の拡充や自主製品の販路拡大に努め、工賃アップを目標に掲げ取り組んでいる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 法人内事故防止委員会によるヒヤリハット・事故報告の集計・分析が行われ、対策強化事項を挙げ職員間での共有が図られている。また、研修や資格取得を進め、職員の技術向上に努めている。非常時・緊急時の連絡体制は、緊急連絡網を作成しており、区や法人本部等との連絡体制、区立かがやき園との相互協力体制を整えている。マニュアルの再点検も継続的に行っている。

③家族会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 園連絡会を年3回開催する他、家族との情報交換を常に行い、個別面談・家庭訪問も実施している。また、家族会と協力体制を作り、相互理解の基、施設運営にあたっている。地域との交流では、施設の行事や活動紹介を通して、地域との交流、町会や近隣の学校等の地域活動に積極的に参加している。(町会祭礼・餅つき大会への参加、かがやき園との合同行事オータムフェスティバル、ボランティアの受入れなど)

④苦情解決および個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 利用者からの苦情・要望を福栄会苦情解決第三者委員会へ提出し、委員会からの助言・指導を受けて、苦情に対する解決方法や今後の対応策を検討し、適切に対応する体制が整備されている。また、個人情報の保護および情報公開については、法人の適切な規程に沿った事務処理がなされており、個人情報の管理を徹底した運営体制を整えている。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立かがやき園
-------	-----------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 福栄会
所 在 地	品川区東品川三丁目1番8号
設立年月日	平成元年3月8日
実施事業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 障害福祉サービス事業等 15事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅等の管理受託等 3事業
理 事 長	野村 寛
資産の総額	45億6,429万5,861円(R2.3.31 現在)

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 利用者の入所にあたっては、品川区へ定員の空き状況について随時報告し、情報共有を図っている。また、定員に空きがある場合は、品川区より推薦された入所希望者について、利用者の希望や特性を確認しつつ積極的に受入れを行っている。短期入所事業についても、通常の利用に加え緊急受入れが行えるよう品川区と連携している。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ モニタリングにより半年に一度支援内容を見直している。アセスメントでは、利用者の強み、好み、望みを意識し、利用者・家族との話し合い等により個別支援計画を策定している。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。

⇒ 利用者自身が意見を発表する集会を毎月最終金曜日に開催している。利用者集会での意見をレクリエーションやおやつメニューなどに反映している。また、地域社会の一員として屋外で活動できるよう機会の確保に努めている。

毎年秋には、西大井福祉園と合同で地域向けのオータムフェアを開催し、地域交流にも力を入れているほか、大井警察の防犯研修や障害者団体との交流会などを実施している。金銭管理については、家族の支援が得られない場合に成年後見制度につなげるなどの配慮している。食事については、管理栄養士の指導を受け、利用者の障害特性や嗜好に合わせ食事形態や治療食も含め提供している。利用者の健康管理については、協力医療機関と連携し支援している。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 建物保守業者と連携しながら、日常業務内においても、職員自身が施設内を点検することにより、日々安全性の確保を図っている。また、修繕等が必要な際には迅速に対応し、施設の適切な維持および管理に努めている。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 光熱水費使用料の削減計画目標を立て実施している。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 法人の財務基盤は、令和元年度決算によれば短期安定性の指標である流動比率は 755%、長期安定性の指標である固定資産長期適合率は 73%となっており、短期的にも長期的にも高い安定性が確認できる。経営体制についても、直近の東京都第三者評価における組織マネジメント分析においても高い評価を受けている。区と協調して施設運営を行ってきた実績もあり、福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を持つ法人といえる。

※流動比率は 200%以上、固定資産長期適合率は 100%未満が望ましいとされる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 令和元年度の利用率の実績が、施設入所 97.9%、生活介護 112.0%、短期入所 119.0%であるのに対し、令和元年度の予算では、施設入所 95%、生活介護 95%、短期入所 95%を想定しており、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しても十分に達成できるものと思われる。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 現在までの指定管理期間において、区や法人と連携しながら安定した施設運営がなされている。また、法人の研修計画に沿って職員研修を実施し、人材の育成、職員のスキルアップに努めており、福祉サービスを円滑かつ継続的に

提供できる人的体制は確保されていると認められる。重度知的障害者の施設で利用者の高齢化が進んでいることを踏まえ、配置基準以上の人材を確保している。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ アセスメントに基づき支援の充実を図っている。利用者の重度化・高齢化への対応として、利用者の状態に応じた対応ができるよう職員を配置するほか、支援方法を見直し機能低下による二次障害の予防に努めている。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 法人内事故防止委員会によるヒヤリハット・事故報告の集計・分析が行われ、対策強化事項を挙げ職員間での共有が図られている。また、月に1度自衛消防訓練を実施し、建物及び消防設備について委託事業者による法定点検の他、自主点検も行っている。また、職員全員が上級救命講習を受講し、講習会以外でもAEDの取扱い研修等を行い職員の技術向上に努めている。非常時・緊急時の連絡体制は、緊急連絡網を作成しており、区や法人本部等との連絡体制を整えている。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 園連絡会を年3回開催し、意見交換を行っている他、随時家族の要望を聞き取り記録し、これらの要望・意見を検討し、計画的に改善を図っている。地域との交流では、西大井福祉園と合同でオータムフェアを開催し、地域交流事業を実施している。保健・福祉・医療の連携の他、区内法人間で利用者の入所調整を図っている。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 利用者からの苦情・要望を福栄会苦情解決第三者委員会へ提出し、委員会からの助言・指導を受けて、苦情に対する解決方法や今後の対応策を検討し、適切に対応する体制が整備されている。また、個人情報の保護および情報公開については、法人の適切な規程に沿った事務処理がなされており、個人情報の管理を徹底した運営体制を整えている。